

波佐見町障害者活躍推進計画

機関名	波佐見町
任命権者	波佐見町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
波佐見町における障害者雇用に関する課題	令和6年6月1日現在、波佐見町では法定雇用障害者数を達成し、充足しているところであるが、令和8年7月に法定雇用率の引上げが予定されている状況を鑑み、今後も引き続き法定雇用障害者数を達成していくことが課題である。
目標	
①採用に関する目標	各年度の6月1日時点における法定雇用障害者数の達成。 【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握や進捗管理を行う。
②定着に関する目標	障害のある職員が働きやすい環境となることに努め、不本意な離職者を極力生じさせない。 【評価方法】 毎年の任免状況通報の時期において、前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用の推進者として総務課長を選任する。 ○相談窓口を総務課に設置する。 ○障害者職業生活相談員の選任が必要となった場合は、町長部局に限らず、他の任命機関下で働く障害者からの相談も対応する包括的な位置づけとし、人事異動がある場合は都度更新する。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により、従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○所属長との定期的な面談により、障害者と業務の適切なマッチングができているか点検を行い、適宜検討を行う。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握や体調を配慮する。
その他	○各関係法律に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。